

令和8年度 道路クリーン作戦実施要綱

(1) 実施目的

「道路ふれあい月間」を機会として、道路の正しい利用及び道路愛護・美化意識を広く県民及び事業者の間に高めるため、道路清掃等のボランティア活動（道路クリーン作戦）を実施する。実施場所は県管理道路を中心とし、その周辺の道路を含めることができる。

(2) 実施内容

ごみ拾い等の道路清掃を基本とし、実施場所の状況に応じて草刈り等の美化活動を行う。本年度は、次の2方式を併用して実施する。

○合同実施

参加者は指定の集合場所で受付を行い、別紙「合同実施区間」を参考に、各自で清掃を行う区間を選んで活動する。清掃用具は事務局が貸し出し、回収したごみは事務局が処理する。

- ・清掃時間は、受付開始からおおむね2時間を目途とする。示された路線を端から端まで清掃する必要はなく、時間内にごみ集約場所へ戻る範囲で活動すること。
- ・集合・受付場所は、県民広場又はかねひで本社ビル横のいずれかとし、各自で選んで受付を行う。
- ・作業開始前に出発式（挨拶・記念撮影等）を県民広場で行う。
出発式に参加を希望する方は、県民広場で受付を行うこと。
- ・回収したごみは、受付場所にかかわらず、県民広場に集約する。
- ・飲料は参加者1人につき1本配布する。追加が必要な場合は各自でご準備ください。

○個別実施（分散方式）

参加事業者等が、実施期間内の任意の日に、申込時に希望した区間において自主的に清掃活動を実施する。

注：個別実施にあたっては、次の事項に留意すること。

【実施にあたって】

- ・次項の実施日時に定める期間のうち、各自の都合のよい日にごみ拾い、草刈りを行ってください。
- ・回収したごみの処分、清掃道具の準備、移動手段の確保は、各自でお願いします。
（県での回収・貸出・駐車場の確保は行いません。）

【安全のために】

- ・作業は歩道内で行ってください。中央分離帯や車道に出た作業は、車両との接触事故のおそれがあり大変危険ですので、絶対に行わないでください。
- ・交通ルールを順守し、暑さ対策（水分補給、帽子の着用等）も各自でお願いします。

【トラブルを防ぐために】

- ・作業は道路の区域内に限ります。民地から生えている草木の伐採や民地内での作業は、所有者とのトラブルの原因となりますので行わないでください。
- ・作業中に苦情や問い合わせを受けた場合は、その場で対応せず、事務局（南部土木事務所 維持管理班）までご連絡ください。

（３）実施日時

○合同実施：令和８年１０月９日（金）９時００分～１２時００分

９時００分 受付開始（受付を終えた方から順次、清掃活動を開始）
９時３０分 出発式（県民広場）
１１時４５分 ごみ集約（県民広場）
１２時００分 終了

※県民広場で受付をされた方は、出発式終了後に清掃活動を開始します。

※かねひで本社ビル横で受付をされた方は、受付後、順次清掃活動を開始し、
受付開始（９時００分）からおおむね２時間を目途に、県民広場のごみ集約場所
へお戻りください。

○個別実施：令和８年１０月５日（月）～１０月１１日（日）

（４）実施場所

○合同実施：国際通り周辺の県管理道路等（７路線） ※別紙「合同実施区間」参照
集合・受付場所：県民広場又はかねひで本社ビル横 ※別紙「受付会場」参照
※会場へのご移動は公共交通機関をご利用ください。

○個別実施：次のいずれかの区間

ア 参加事業者等が提案する県管理道路等の区間

※希望する実施区間は、申込フォームに記載すること。

（例：県道○号線 △△付近～△△付近まで）

イ 事務局が提示する推奨区間 ※別紙「推奨区間」参照

（５）参加予定団体

- ・（一社）沖縄県建設業協会 南部支部
- ・（一社）沖縄県建設業協会 那覇支部
- ・（一社）沖縄県測量建設コンサルタント協会
- ・（一社）沖縄県中小建設業協会
- ・（一社）沖縄県造園建設業協会
- ・沖縄県安全施設業協会
- ・（一社）全国標識・標示業沖縄協会

- ・（公社）沖縄県建設技術センター
- ・那覇市
- ・沖縄県
- ・一般参加

※本年度は、業界団体加盟企業を含め、すべて申込制とする。

（６）参加申込 [（https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/doboku/1013804/1025189/1036014.html）](https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/doboku/1013804/1025189/1036014.html)

参加申込は、指定の Web フォームによるオンライン申請とし、次のいずれかの区分により行う。

- A 合同実施への参加申込（企業・個人単位）
- B 合同実施への参加申込（業界団体による取りまとめ）
- C 個別実施への参加申込（企業・個人単位）
- D 個別実施への参加申込（業界団体による取りまとめ）

B 又は D の区分による場合は、業界団体が加盟企業分（参加企業名及び参加者氏名）を取りまとめて一括して申し込むことができる。D の区分による場合、活動終了後の報告書は団体から 1 件提出すれば足りるものとする。

なお、同一の活動について、複数の区分により重複して申し込まないこと（業界団体が取りまとめて申し込んだ活動については、参加企業が個別に申し込む必要はない）。

申込期間：令和 8 年 9 月 14 日（月）～ 9 月 29 日（火）

※システムの都合上、申込完了の自動返信メールは送信されないため、送信完了画面を保存（スクリーンショットや PDF 保存等）して手元に控えること。

（７）活動報告及び参加証明書

個別実施の参加者は、活動終了後、所定の報告書（様式 1：A 4 一枚に活動写真を添付）を、令和 8 年 10 月 5 日（月）から 10 月 19 日（月）までの間に、事務局あてに電子メールにより提出すること。

- ・提出先アドレス：nanbuijikanri@pref.okinawa.lg.jp
- ・メール件名：【活動報告】〇〇〇〇（会社名・団体名等を記載）

参加証明書（ボランティア証明書）は、報告書の確認（合同実施は当日の受付確認）後、電子文書（PDF ファイル）により交付する。交付方法は以下のとおりとする。

- ア 合同実施：当日の受付確認後、申込時に登録された電子メールアドレス宛てに送付する。
- イ 個別実施：提出された活動報告メールへの返信により送付する。

なお、（６）B 又は D の区分により申し込んだ場合の参加証明書は、参加企業ごとに発行し、団体担当者の電子メールアドレス宛てにまとめて交付する。